

野良のかぜ 街のかぜ

2014年
平成26年
9月議会

横山秀男の市政報告

●発行者：日高市議会議員 横山秀男 ●連絡先：〒350-1255 日高市武蔵台1-11-1 ●電話・FAX：042-982-0369
メール：h-soko@sa2.sou-rit.ri.jp ブログ：http://d.katera.ri.jp/hideosok

社会保障と税の一体改革

市政と市民生活はどう変わるのか、子育て、医療について質問

国保による医療はどうなるのか？

* 日高市の国民健康保険特別会計の赤字は毎年3億円以上。加入者からの税収入が低下する一方で医療費の増加によるものです。市税による埋め合わせは、財政面、負担公平面から多くの市町村が苦しむ共通の構造的課題ですが、解決に決め手はありません。

* 市も国の方針による赤字解消の対策を行っていますが、診療費・投薬費の削減や予防のための健康診断など定番事業が主です。しかし自治体によっては、独自事業によって効果を上げています。市民の健康意識による潜在力と市の事業意欲を問いました。

* 国保税も国の社会保障制度改革で来年度から変わっていきます。税率上昇、税の賦課方式変更等、負担増大で市民の医療環境が左右される重要な問題です。今後の方向について質問しました。

日高市の子育て制度はこうなる！

* 来年度からの子ども・子育て支援新制度について、3月議会での一般質問の成果を元に、9月議会で具体的な質問を行いました。

* 今回の市答弁をもとに5カ年計画が策定されます。新制度の根柢には、教育や働き方など市民生活の基本に関わる重要な問題があります。枠組みは政府が決めますが、運用については市の裁量権が拡大し、市長の姿勢や行政の方針で大きく変わります。

* 政府の経済成長対策や公的役割いかに地域で地域の活力源である保育・幼児教育環境の悪化の可能性もあり、また財政・人材面など未完の制度です。市計画についてしっかりとチェックしていきます。

* 事業と施設基準に関する市条例には賛成しました。外側からの反対ではなく、問題点を確実に理解・認識しての改革を目指します。

市の子ども・子育て支援の制度が平成27年度からどう変わるのか、子ども福祉課に基本的な質問を投げかけ、保護者、住民に全体が分かるようにしたい。これが、今回の一般質問の意図です。

情報提供や説明が余りに少ない状況を3月議会で厳しく質した結果、ようやく国の広報資料や市独自の説明がホームページや広報ひだかに出てきましたが、市に即した説明ではなく十分とは言えません。保育所等の募集が開始されることを踏まえ、難しい制度の一端について、図示も含めて答弁の主な内容をまとめました。

新制度への準備について現在までの経緯と、今、どこまで進んでいるのか。

◆25年日高市児童福祉審議会に子ども・子育て支援法に基づく審議会の役割を持たせ、子ども・子育て支援事業計画の策定に係る意見聴取の体制整備を行った。
◆26年3月、計画の基礎となるニーズ調査を実施し、教育・保育の提供区域を設定し、二

調査結果の分析を行った。

【横山注】二ニーズ調査とは、日高市の保育や幼児教育の必要量はどのくらいかを調べた調査。その結果、保育の必要量と施設の定員数をバランスさせる範囲は、日高市の場合、市全域の一つとなり、学童保育は従来通り小学校区の6となった】

◆8月の日高市児童福祉審議会です31年度までの事業量の見込みと提供体制の確保を説明。
◆新制度の最大の目的は、待機の解決のための量的拡大だが、市の状況と新制度面からの対応はどうか。

◆待機児童は本年4月で3名。平成21年をピークに年々減少してきたが、共働き家庭の増加等により、需要増加、待機児童増加も考えられるので、子ども・子育て支援事業計画では、特に0歳児保育の見込みを多く設定した。これは、育児休業制度があるものの、母親が就労を希望する傾向を加味したもの。
◆保育の量的拡大については、幼稚園の認定こども園への移行を推奨し、特に0歳児の受

け入れ枠に重点を置き、3歳児未満の保育の量的拡大を進めていく。

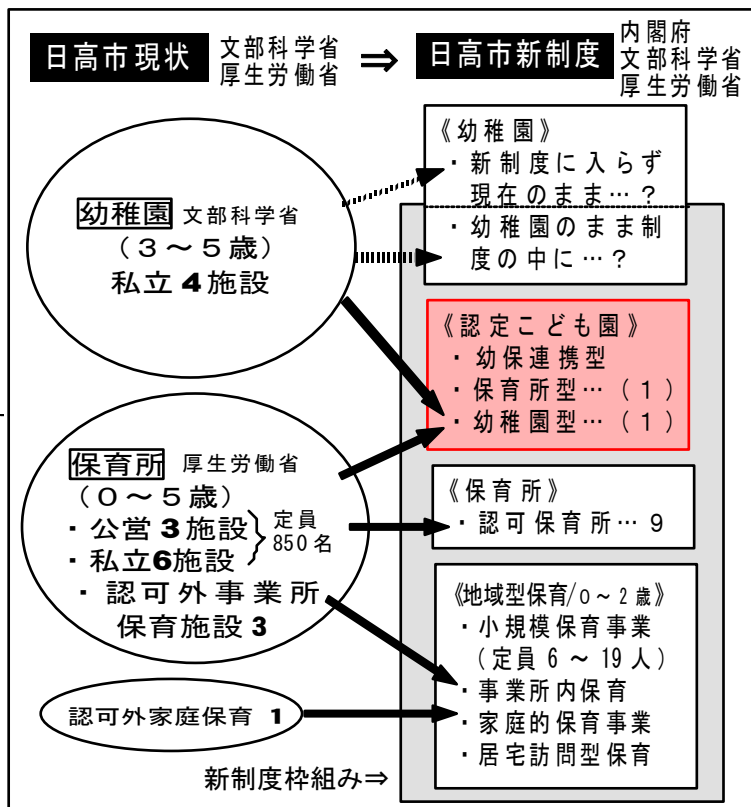
新制度は認定こども園への移行を推奨しているが、既存幼稚園、保育園の移行状況は。

◆国が認定こども園を推奨する理由は、新たな施設建設を要せず、既存幼稚園施設の改修等によって、新たな保育の受け入れ枠が確保可能なことである。幼稚園が新制度に移って施設型給付（運営費）を受ける場合は市の確認が必要で、さらに認定こども園となる場合は県知事の認定が必用。
◆保護者から徴収する利用料は、新制度の場合は、所得状況に応じて市町村が設定、幼稚園が徴収する。

◆私立幼稚園の預かり保育は、幼稚園型一時預かり事業として、現行と同様に在園児を対象とし在園児以外の乳幼児も受け入れが想定される。この他、園に通っていない子どもが家庭にも子育て相談の場や親子の交流の場などを提供することが必要になる（認定こども園については下図参照）。

新制度でどうなる？ 日高市の保育園、幼稚園 — 答弁を図にまとめてみました —

- 認定こども園（県知事認定）
 - ・教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。
 - ・保護者が働いていてもいなくても利用でき、保護者の就労状況変化後も継続利用可能。
 - ・職員の資格は幼稚園教諭と保育士資格の両方。
 - ・施設・設備も幼稚園、保育園の両方の基準必用。
- 幼稚園1園、保育園1園が認定こども園への移行を検討（7月時点。時期等未定）
- 幼稚園は、認定こども園に移行するか、幼稚園のまま施設型給付の新制度へ移行するか、移行しないで文部科学省の私学助成で運営するか、選択が必用。期限は定めなく、現状は検討中が多い。
- 認可外保育施設（4施設）は、新規事業の地域型保育事業の認可を受ける必要があるが、保育室・屋外遊戯場等の確保や、3歳以降の保育を続ける連携協力施設の確保という高いハードルがある。



認定区分はどのような内容で施設利用の手続きは何か

◆新制度では、市において行う3つの区分の認定に応じて、施設や事業の利用先が決まる。

利用認定（希望）と年齢で決まる施設

保育必要性と認定区分	利用可能施設
1号認定：3歳以上 教育施設へ希望 直接申込・契約	○幼稚園 ○認定こども園
2号認定：3歳以上 就労で保育を希望 市認定	○保育所 ○認定こども園
3号認定：0～2歳 保育を希望 市認定	○保育所 ○認定こども園 ○地域型保育事業

◆手続きは従来と大きく変わるものではないが、利用者はまず、市に3区分認定と具体的施設利用の申請を行う。
①幼稚園利用の場合の1号認定は直接、園を通じて行う。
②保育認定である2号認定及び3号認定は国が定める「保育の必要な事由」が必要。保育認定の申請は、この事由を証する書類を備えて行う。

市が行う利用調整とは何か

◆児童福祉法第24条第1項で、保育は市町村が行うとされていることから、入所申込を市が受けて各園の利用の調整を行い、入所できる園を確定し保育の実施を委託している。

この利用の調整を行う際は、保育の必要度に応じた優先利用を前提としつつ、保護者の利用希望が上位の園に入所できるとする各園間の調整を図る。

◆新制度が施行されると、認定こども園、地域型保育事業は保護者と直接契約により保育を実施する。当分の間、市町村以外の者が保護者と直接契約を行うこの場合でも市町村が調整を行う。

◆この場合においても、当市に住んでいる利用者が、他市町村の施設の利用を希望する場合には、それぞれの市町村へ利用調整の依頼を行うことになる。他市町村に住んでいる利用者が、市内の施設の利用を希望する場合、他市町村からの依頼を受けて、他市町村の利用者の利用調整を行うことになる。

9

月議会での一般質問と答弁を合わせて簡略・分かったが難しいというのが実感です。理解に非常な努力を要する複雑な制度改革です。来年度に間に合わせるための、国の内閣府、厚労省、文科省、3省束になったの制度設計の爆走に追いつくのに、市の担当課も大変という実情も理解できるが、保護者・事業者・地域レベルの理解が進まないことは問題だと思えます。

短期、中期、長期含め

短期、中期、長期含め沢山の目標が重なり合っていることには分りにくさの一面があります。短期目的は前記の待機問題であり、経済成長への女性労働力利用環境の整備です。児童福祉法24条によって公的保育を増やせば一番いい子育て関係者の望む所でした。しかし、市場化の種を随所に埋め込ながら各省の縦割りを残しつつ政権の意向を直接担う内閣府が加わったのも複雑化の原因です。

中

長期的には社会保障と税の一体改革による国家の財政課題があり、市の子育て5力年計画にもそれが反映していくはずですが、国の政策パレットを見ると、「市町村が」「市町村の」という言葉のオンパレード。そこに財政的に保育・子育てから国の役割を抜いていこうという思考が感じられます。しかし、市の裁量が格段に増えることで「国の基準」以上を目指すことが地域で可能となり、「人づくり、子育て重視」という市長の発言が具体的成果を伴うかどうか問われます。

国

基準を市基準とする市条例案には現行以下になる要件はなく賛成しました。今後は保護者、市民の声を取り入れながら人材対策等国の基準以上を求め、市計画の内容をチェックしていきます。また、格差のない保育・子育ての維持と女性の就労のあり方が目先の政治目的化で歪められないかのチェックもです。

私の意見



国の制度改革で変わる国民健康保険負担増を質す

国

民健康保険は、もともと農林漁業者、自営業者のための制度でしたが、現在は退職者、無職者、非正規雇用者が大半です。加入者の経済基盤が弱く受診機会も多いことから赤字解消の抜本改革が言われ、ようやく市町村単位ではなく大きな財政の器で運営するという制度の根本的欠陥の修正が見えてきました。

平

成29年度までに財政の県移管が決定したが、これに関して市は議論と検討が未だなき状態。税率や賦課方式等、変更は負担増に関わることで主なので、市民の健康維持がしっかりと行われるかどうか見ていかなければなりません。以下は、国保財政と健康保険事業に関する主な質問と答弁の概要です（太字が問）。

◆ 国民健康保険は、被用者保険に比べて保険税の負担能力が低い方が多い一方で、高齢化や医療技術の向上等により年々医療費が増加、今後も実質単年度収支の赤字は続く。

◆ 生活習慣病に起因する医療費の削減及び後発医薬品の利用促進による薬剤費削減に取り組んでいるものの保険給付費や後期高齢者医療支援金、介護納付金等の増加が主要因である。

◆ 平成25年11月の国保運営協議会では「当市では税率を据え置いており、低所得者層の負担を上げずに高所得者層の負担を増やす」としているが、税率変更について協議会で検討したのか。

◆ 法定外繰入金財源は市民全体の負担となり、国保以外の保険者にとっては二重の負担となる。このような状況を踏まえ、適正な税率等の改訂に向けて関係諸機関等と協

議していく。平成26年8月の国民健康保険運営協議会で、税率変更等の協議をお願いした。

◆ 税率変更等については、次回国保運営協議会で複数例を提示し協議していきたい。低所得者については、保険税の軽減があるものの、税率変更によって多額負担増にならないよう配慮する。

◆ 国民健康保険税を納める際の市の計算方式は、所得割、平等割、均等割、資産割を合計する賦課4方式だが、県の意向は2方式。市では未だ検討を開始していないが、国保運営協議会に提示し報告・議論していくべきだ。

◆ 今後も4方式を採用。一方では、国において「今後は、都道府県が国民健康保険の財政運営を担うべき」との方向性が示され、保険税も協議されているので、国・県の動向を見ていく。

◆ 医療給付費分の調定額の中で資産割がしめる割合は4.6%。低所得者への影響は、資産割額を被保険者数で割ると1人当たり3100円程度となる。

◆ 構造的な課題を情性化させないため、多くの自治体で策定している国民健康保険特別会計の赤字解消計画策定についてどう考えているか

◆ (従来は提示していなかった)日高市国民健康保険事業運営方針に基づき、国保事業の適正な運営管理に努める。方針策定に当たっては、国保運営協議会に諮り進めていく。

◆ 武蔵台で朝のラジオ体操会が約100人の参加で続いている。今年度戦略プロジェクト「みんなの健康プロジェクト」の施策にラジオ体操の奨励策はあるか。近隣市では市を上げて実施している。市のプロジェクトの趣旨に沿うと思われるがどのような認識か。

◆ 戦略プロジェクトとしての「みんなの健康プロジェクト」では、市民の身近な運動を推進している。ラジオ体操は取り組みやすい運動として必要と考えているが、現在のところプロジェクトの事業として位置づけてはいない。

◆ ラジオ体操による健康タウン構想を目指す公益法人の全市

◆ 町村アンケートを踏まえた市の実情をどう把握しているか

◆ このアンケートの回答の有無については確認できていないが、当市ではラジオ体操会等による地域での活動が中心だった。

◆ 健康づくりのきっかけを考えている。実施にあたっては、市民と一体となったの事業として関係各課と連携を図り実行委員会の検討等行う。

◆ ラジオ体操を含む健康づくり事業ミックスとインセンティブによって、市民の健康維持・向上と医療費削減に数値効果が出てこなければならぬ。必要性の認識は?

◆ 「はつらつ日高21」で健康づくりを推進している。潜在的な健康資源も含め活用していきたい。今後は地元企業との連携等、地域全体で健康づくりに取り組むとともに市民自身の健康づくり実践体制も整えていく。健康づくりはすぐ効果は出ないが将来的に

は医療費削減につながる。健康づくりの推進には、保健、医療はもとより、教育、産業振興等多岐にわたる連携が不可欠。引き続き連携を深めながら健康づくりを推進していきたい。

<横山秀男 自己紹介>

昭和21年生まれ。県立川越高校卒業。青山学院大学経済学部経済学科卒業。同大学大学院経済学研究科中退。日本自然農業協会、日本有機農業研究会会員、日本葡萄愛好会理事。NPO法人荒川流域ネットワーク理事。社会福祉法人日和田会理事。ますます複雑になる地方自治と市政に対して、「若い」とは言えないながらも、気力・胆力、知力・体力十分で取り組み中です。

<編集後記>

9月議会の報告です。一般質問のみ掲載しましたが、平成25年度決算議案や請願などもありました。社会保障と税の一体改革で、地方分権による市と国の直接の関係がますます強まっています。市民本位の適用と国の政策の合理性判断の間に多くの課題が含まれています。ただ反対ではなく調査・研究に基づく確実な評価の下で、市政形成に関与し、更に、市民としての、国民としての判断材料を提供していきます。